

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価

現在の「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」に掲げる考え方のもと、どのような取り組みが行われてきたのかを本委員会で協議し、評価することにより、今後の取り組みの方向性について検討する際の参考とするものです。

1. 放課後子ども総合プランに係る整備目標

(1) 放課後児童クラブ

【量の見込みと実績】

(単位：人)

| | | R3 年度当初 | R4 年度当初 | R5 年度当初 | R6 年度当初 | R7 年度当初 |
|------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (整備目標) | 小1～3年生 | 11,977 | 12,073 | 11,925 | 11,680 | 11,279 |
| | 小4～6年生 | 2,728 | 2,806 | 2,789 | 2,810 | 2,818 |
| | 合計 | 14,705 | 14,879 | 14,714 | 14,490 | 14,097 |
| 供給可能数 (確保実績) | 児童館 児童クラブ | 15,604 | 16,372 | 17,018 | | |
| | 民間 児童クラブ | 1,078 | 1,149 | 1,375 | | |
| | 合計 | 16,682 | 17,521 | 18,393 | | |
| 申込者数 (5/1時点) | 合計 | 14,177 | 15,011 | 15,520 | | |
| 登録児童数 (5/1時点) | 小1～3年生 | 11,436 | 11,957 | 12,384 | | |
| | 小4～6年生 | 2,735 | 3,034 | 3,125 | | |
| | 合計 | 14,171 | 14,991 | 15,509 | | |

※事業計画は令和2～6年度の5年間を計画期間としており、各年度において翌年度当初の量の見込みに向けた整備を行うことから、令和3～7年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。

本市では、仙台市すこやか子育てプラン2020において上記のとおり整備目標を定めています。コロナ禍が長期化する中で、感染抑制と社会活動の両立を目指すようになり、放課後児童クラブの需要が回復したことや、就労形態の多様化等により利用ニーズが高まったことから、放課後児童クラブ登録児童数は増加していますが、学区ごとの就学児童数推計をもとに放課後児童クラブの利用見込みを算出し、主に小学校施設（余裕教室やタイムシェア等）を活用した放課後児童クラブサテライト室の整備により、登録児童の受入れが拡大されました。

受け皿の確保にあたり、一部の児童館の遊戯室や、学校内の放課後児童クラブサテライト室等において、エアコンが未設置であることにより、暑い日に使用出来ないことが課題となっています。児童が安心して活動出来る環境整備への取り組みも求められ

ます。

(2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室

学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置されており、かつ放課後子ども教室が開催されている学校数は 13 箇所となっています。うち、放課後子ども教室が実施する活動プログラムに放課後児童クラブの児童が参加可能な、いわゆる「一体型」の実施がなされている学校数は 9 箇所となっており、仙台市放課後子ども総合プラン実施方針策定時の 4 箇所より増加しました。

新・放課後子ども総合プランでは、一体型の実施において、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要であるとされていることから、今後現在の一体型 9 箇所について、さらなる連携の促進とプログラムの充実を図ることが必要です。また、その他の箇所についても、両事業の運営状況等を考慮しながら、連携の促進を図る必要があります。

(3) 放課後子ども教室

【放課後子ども教室数（実施教室数）の推移】

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施教室数 | 27 | 25 | 22 | 27 | 28 |

放課後子ども教室は、地域住民等の有償ボランティアにより運営され、学校との連携・協働のもと、地域人材や地域資源を活かしながら、子どもの体験活動や地域住民との交流活動を行う事業で、地域の担い手により培われてきた人的ネットワークやノウハウにより、地域に根ざした多様な学びを子どもたちに提供しています。

新型コロナウイルス感染防止等のため、令和2年度及び令和3年度は、活動を休止した教室もあり、実施教室数は減少しましたが、令和4年度には感染症対策を講じた活動の工夫等により3教室が活動再開したほか、令和4年度に新たに2教室、令和5年度に1教室が開設されました。

本市の特徴の一つとして、放課後子ども教室とは別に、概ね小学校区に対応するかたちで整備されてきた児童館の指定管理業務において、放課後児童クラブ事業のほかに、児童館を拠点とした遊び場や学びの機会の提供、地域交流の推進などの事業も行われているところです。

今後の放課後子ども教室の整備については、地域のニーズや担い手の実情に応じて展開されていくことが望ましく、引き続き、放課後子ども教室を実施する意向のある小学校区を把握しながら、必要な支援を行っていくことが肝要です。令和4年度末までに全ての市立学校に設置された学校運営協議会等にも情報提供するなどし、活動場所である学校も含めて、学校と地域とが連携・協働しながら、既存教室における事業の充実や新たな教室の整備に向けた関係者等との調整が図られていくことを期待しています。

2. 放課後子ども総合プランの実施

(1) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的又は連携による実施

両事業の連携に関し、国においては、両事業の一体型又は連携型の取組みを推進していますが、本市においては、主に児童館内で放課後児童クラブを、小学校内で放課後子ども教室を実施しており、全ての学区において国の示す一体型の要件を満たす状況にはなく、また、両事業の運営主体が異なり、放課後子ども教室によって対象学年・従事者・実施頻度・内容等が様々です。

このような状況を踏まえ、**本委員会では平成30年度に「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の在り方」の提案書をとりまとめ**、国の示す一体型等にとらわれず、また、全ての地域において画一的なものとはせず、両事業の役割や基準等が損なわれないことを前提に、各地域の実情や両事業の運営状況を踏まえた連携を促進していくことを**提案しました**。

一方で、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症が全国的な広まりを見せて以降、両事業の活動及び従事者の連携機会、地域交流の機会が制限され、連携の促進が困難な状況となりました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、これらの制限が緩和され、コロナ禍前と同等の活動や地域交流も可能となったことから、今後、現在の両事業の運営や連携の状況を踏まえながら、各地域の実情に応じた両事業の連携の促進に取り組む必要があります。

(2) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子ども若者局の連携

本市では、小学校施設を活用した放課後児童クラブ等の整備に関し、相互に協力しながら検討を進めることについての協定書を教育委員会と子供未来局で平成27年10月に締結し、学校運営に支障がない範囲において、余裕教室等を放課後児童クラブ等に活用する取組みが**進められています**。また、放課後児童クラブの活動の充実に向けて、校庭や体育館の使用についても、**小学校と協議を行っています**。

この協定及び新・放課後子ども総合プランに基づき、毎年小学校長会において、**放課後児童クラブ所管課**が小学校施設を活用した放課後児童クラブサテライト整備等について協力を依頼するなどし、相互に協力しながら整備拡大や連携の促進を図っています。

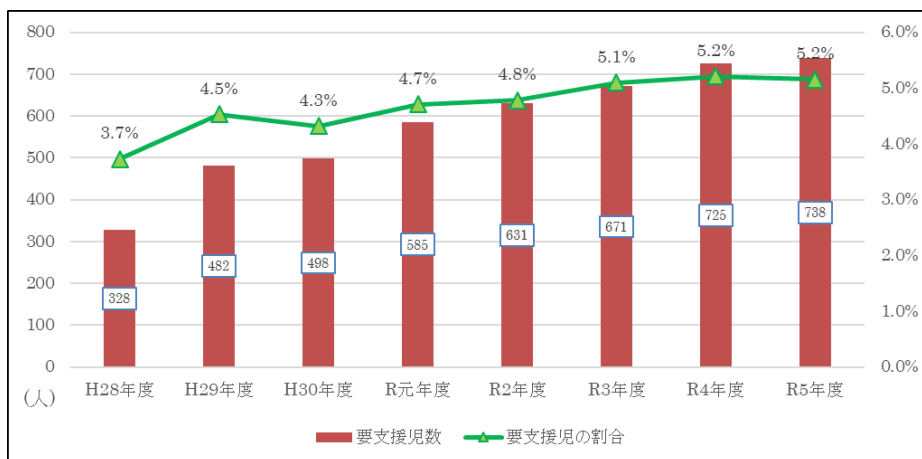
また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関する学校現場における理解・協力の促進に向け、**教育委員会と子ども若者局双方の責任のもと**、両事業の活動内容についての情報発信、児童に関する情報共有の推進等の**取組みが行われています**。

加えて、放課後児童クラブで放課後の時間を過ごす子どもの増加により、下校・帰宅の在り方が多様化している中、登下校時における防犯対策の実施において、教育委員会および子ども若者局等により構成される仙台市通学路安全推進会議を軸として、道路管理者や警察機関等関係機関と**連携のもと**、通学路の合同点検等を通じて安全確保に**努めています**。

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

登録児童数の増加とともに、障害等により特別な配慮を必要とする児童（以下、「要支援児」という。）も増加しています。

【要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年5月1日時点）】



要支援児に適切に対応するため、放課後児童クラブにおいては学識経験者や発達相談支援センター職員らを委員とする支援検討会議を開催し、対象児童の支援の必要度等を審査し、職員の追加配置等を行っているほか、受け入れにあたっては、スーパーバイザーが児童館にて要支援児の様子を観察し、助言指導を行う巡回指導も実施しています。

【巡回指導の実施状況】

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 実施館数 | 51館 | 54館 | 57館 | 49館 |

また、要支援児の増加に比例し要支援児対応の職員体制強化・育成が必要となることから、小学校等の特別支援教育コーディネーターや保護者との連絡調整等に従事する職員を養成するため、本市主催の児童館特別支援コーディネーター養成研修が実施されています。小学校等との円滑な連携を図るため、児童館特別支援コーディネーターが、小学校等の特別支援教育コーディネーターの研修に参加する取組みも進められています。

さらに、令和5年度より要支援児対応職員の1名常勤化が行われました。

【児童館特別支援コーディネーター養成研修 修了者数】

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 修了者数 | 31人 | 26人 | 27人 | 23人 |

放課後子ども教室においても、「配慮が必要な子どもたちへの理解と支援」をテーマに研修を実施するなど、各教室のコーディネーターの要支援児への理解の促進や課題意識の共有を図りました。今後も要支援児が安心して過ごすことができるよう、必要に応じて学校および放課後児童クラブとの情報共有等の連携を図ることが重要です。

また、放課後児童クラブにおいては、児童の状態や家庭の状況を把握し、いじめの

発生や保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、引き続き学校や児童相談所、各関係機関と連携のうえ早期対応に努め、すべての児童が安心して過ごすことができる場としていくことが必要です。

(4) 両事業の役割の向上

今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の取組みを充実させ、両事業の役割を向上させていくためには、これらの事業を担う人材の確保が重要であり、また、従事者・参画者の資質を向上させていくことが重要です。

放課後児童クラブにおいては、保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員についても、各運営団体における人材確保が難しくなっていることから、本市主催の就職説明会などを活用し保育施設等への就職希望者に対して直接児童館の業務内容等を説明するなど人材確保に努めている他、国の補助制度を活用した放課後児童支援員を対象とする処遇改善が行われています。

また、児童館職員の資質向上を図るための研修について、感染拡大防止の観点から、本市では令和2年度よりDVDの貸出や動画共有サービスも活用して実施し、受講機会の確保に努めています。動画共有サービスによる研修については、移動時間の削減により児童対応時間の確保につながったこと、同時に複数の児童館職員が意見交換をしながら受講できること、繰り返し研修内容を確認できる等の効果もあったことから、今後も研修内容に応じた積極的な活用が望まれます。

【児童館職員研修の実施回数と概要】

| 年度 | 実施回数 | 内容 |
|-------|------|------------------------------|
| 令和4年度 | 9回 | いじめ対応、児童理解、要支援児対応等 |
| 令和3年度 | 9回 | 職場のコミュニケーション、障害の特性に応じた対応等 |
| 令和2年度 | 2回 | 児童福祉施設における感染症対策、メンタルヘルス |
| 令和元年度 | 8回 | 児童館運営と活動事例の紹介、親子関係と家庭環境の考え方等 |

放課後子ども教室においては、教育委員会主催の「コーディネーター交流会」を実施し、コロナ禍での教室運営の工夫やアフターコロナを見据えた活動予定等、各教室における活動の充実に資する情報提供や情報交換を行っています。事業のコーディネーター等関係者の高齢化や担い手不足を回避し、持続可能な活動としていくため、交流会の継続的な開催はもちろんのこと、職員が各教室を訪問し、他教室への情報提供の橋渡し役となるなど、引き続き活動支援の取組みを行う必要があります。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用

令和2年度に荒井児童館を荒井小学校内に開館、令和5年度に生出児童クラブ室を生出小学校敷地内に開設するなど、新設・拡充する放課後児童クラブについては、学校施設の活用を中心とした整備に努めています。

本市の放課後児童クラブサテライト室の整備については、翌年度の登録児童数を推

計し、待機が発生する可能性のある学区について、学校施設の利用を最優先に検討することとしています。放課後児童クラブの実施場所として使用できる可能性のある学校施設の状況について、定期的に庁内での情報共有が図られています。学校の状況により、放課後児童クラブとして専用可能なスペースを確保できない場合であっても、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に、放課後児童クラブの実施場所として一時的に活用する、いわゆる「タイムシェア型活用」についても実施を進め、学校施設を活用した放課後児童クラブサテライト室数が増加しました。

民間賃貸物件を活用したサテライト室についても、学校施設に移設する取組みが進められています。

また、学校の教室不足に伴い、校舎の増改築等を行う際には、放課後児童クラブの新設等に必要なスペースを含めた整備について、教育委員会とこども若者局で情報を共有し連携のうえ検討を進めています。

【放課後児童クラブサテライト室の状況の推移】 ※毎年度4月1日現在

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童館数 | 112館 | 113館 | 113館 | 112館 | 112館 |
| サテライト室数 | 88か所 | 94か所 | 96か所 | 101か所 | 104か所 |
| ・学校施設内利用 | (50) | (53) | (52) | (60) | (62) |
| 内) 余裕教室 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| タイムシェア | 39 | 42 | 41 | 49 | 51 |
| ・民間賃貸 | (24) | (26) | (29) | (27) | (27) |
| ・その他 | (14) | (15) | (15) | (14) | (15) |

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

放課後児童クラブについては、ニーズに対応するため、原則として平日は午後7時15分まで延長しています。

(7) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知推進

放課後児童クラブを含む児童館での育成支援事業については、児童館・児童クラブ便りやホームページ・SNS等を活用した情報発信、児童館運営委員会や学校評価委員会、保護者説明会等の場での事業説明・情報共有に努めています。

今後は、コロナ禍において開催が制限されていた、児童館まつりや市民センター・保護者団体等との共同企画による行事開催などを通じて、取組み内容の周知を推進する必要があります。

3. 推進体制

新・放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討するために設置された本委員会では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況等について毎年度報告を受け、意見を述べてきました。教育委員会、こども若者局及び両事業の運営主体においては、委員会の意見を踏まえながら、新・放課後子ども総合プランの実施に取り組みました。

令和2年度以降の委員会では、コロナ禍における両事業の実施状況を中心に議論を進め、今後も感染防止対策に留意しながらの事業運営が必須であることが想定されたことから、コロナ禍における取組み状況を整理し、今後の両事業の運営について検討を行いました。令和3年度にアンケートによる現場調査を実施し、令和4年度に「放課後児童クラブと放課後子ども教室のコロナ禍における事業運営」についての提案書をまとめ、今後の事業運営の参考となるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の各運営主体へ周知しました。

一方、新・放課後子ども総合プランは令和5年度で終了となるが、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組む対策として、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が国から通知されました。

今後の推進にあたっては、「放課後児童対策パッケージ」で示された国の方針および、仙台市放課後子ども総合プラン実施方針に基づいたこれまでの取組みの評価を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症対策等新たに出てきた課題も考慮し、本市の実情に合わせた今後の取組みの方向性を検討する必要があります。